



インターネットトラブルから 子どもを守るために



世田谷区教育委員会

保護者の方に守っていただきたい3つのポイント

①子どもの普段の様子を注意深く見守ってください

- ・携帯電話・スマートフォンをどのように使っているか積極的に声をかけ、コミュニケーションを図ってください。
- ・寝不足であったり、顔色が悪かったり、家族と話さなかったりするなどの様子が見られたら、注意が必要です。
- ・子どもが困っているSOSのサインを見逃さないようにしてください。

②フィルタリングの設定をしてください

- ・犯罪被害から子どもを守るためには、フィルタリングが有効です。
- ・トラブルにあった子どものほとんどがフィルタリングの設定をしていなかったという実態があります。
- ・携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーなどの中にもインターネットにつながり、SNS等でのやり取りができるものもあります。

③困ったことがあったらすぐに相談するように声をかけてください。

- ・小さいことと思っていっても、取り返しが付かなくなったり、犯罪に巻き込まれてしまったりする恐れがあります。すぐに相談するように声をかけてください。

ネットいじめ

- ・SNS等では、相手の表情が見えず、自分の思いが伝わらなかったり、人を傷つける言葉も使ってしまったることによるトラブルがあります。

個人情報の流出

- ・不用意な文章や写真・動画の投稿から、自分だけでなく他人の個人情報等も流出し、事件に巻き込まれる危険もあります。

生活習慣の乱れ

- ・長時間使うことで、寝不足・いらいら・集中力の欠如等につながります。

子どもに及ぶ影響

学力への影響

- ・文部科学省による全国学力・学習状況調査の結果では、携帯電話・スマートフォンの利用時間が長い子どもほど、各教科の平均正答率が低い傾向がみられます。



被害に遭うだけでなく、知らないうちに加害者になってしまう恐れもあります。

課金制

- ・ワンクリック詐欺や無料のアプリからの課金制などで、気付かないうちに高額な料金の請求をされる危険性があります。

ネット依存

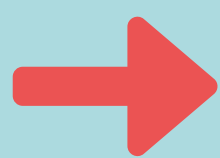
- ・SNS等での友達とのコミュニケーションを途中でやめることができず、誰かとつながっていないと不安になってしまうなど、精神的に支障をきたしてしまいます。
- ・世界保健機関（WHO）は、ネット依存を病気として扱っています。

見知らぬ人との関わり

- ・インターネットでは、他人や架空の人物になりすまし、言葉巧みに信用させられて、被害に遭う場合もあります。
- ・インターネットで知り合った人と直接会ったり、写真を送ったりすることは、命にかかわる事件や事故につながる危険があります。

このような行為は
犯罪になります

友達に「やめて」と言われても
しつこくメールやメッセージを送った



ストーカー規制法違反

【罰則】1年以上の懲役または100万円以下の罰金になることもある



友達とふざけて裸の写真を撮りあったが、

ネットには出していない



児童ポルノ禁止法違反（単純所持）

【罰則】1年以上の懲役または
100万円以下の罰金になることもある

インターネットのいじめ



刑法上の侮辱罪、名誉毀損（めいよ
きそん）、民事では損害賠償請求の
対象になることもある

子どもが守る携帯電話・ スマートフォン例示ルール

世田谷区版

①

_____ 時から _____ 時まで
携帯電話・スマートフォンは使いません。

②

使わないときや充電するときは、自分の部屋でなく、
親の目の届くところに置きます。

③

個人情報をのせたり、
人の悪口を書き込んだりしません。

④

困ったことがあったら、
すぐに大人に相談します。

⑤

学校ルール：

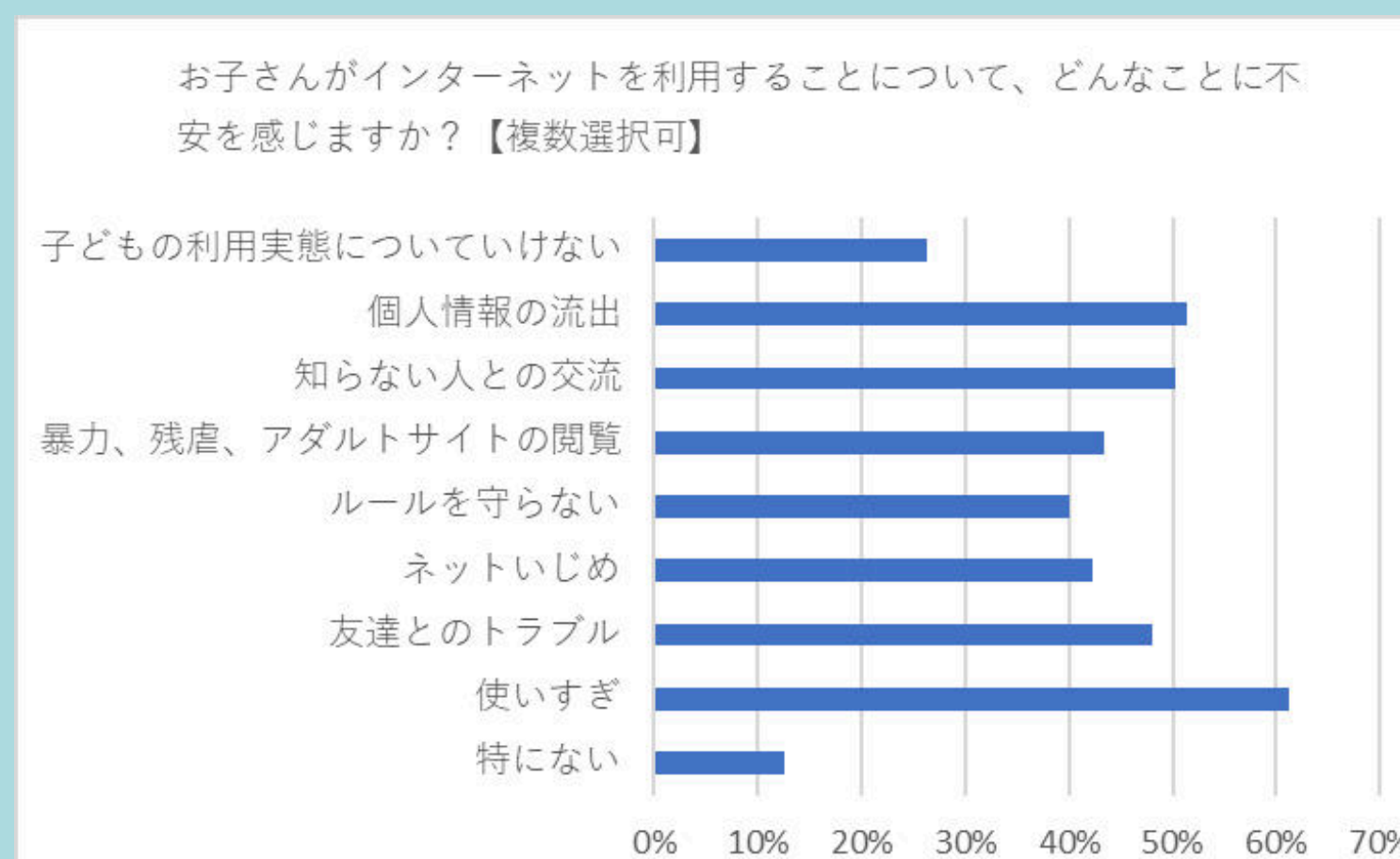
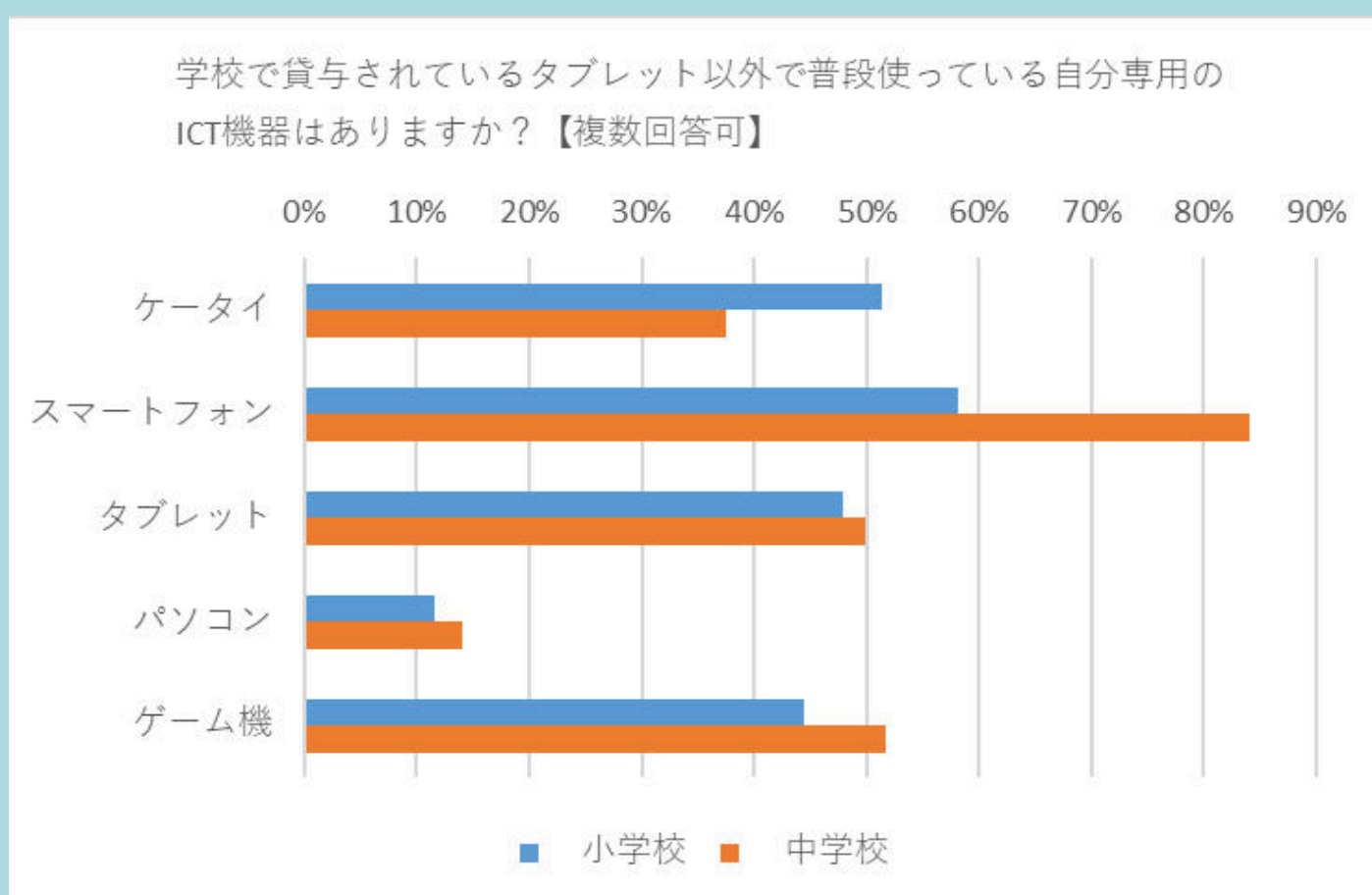
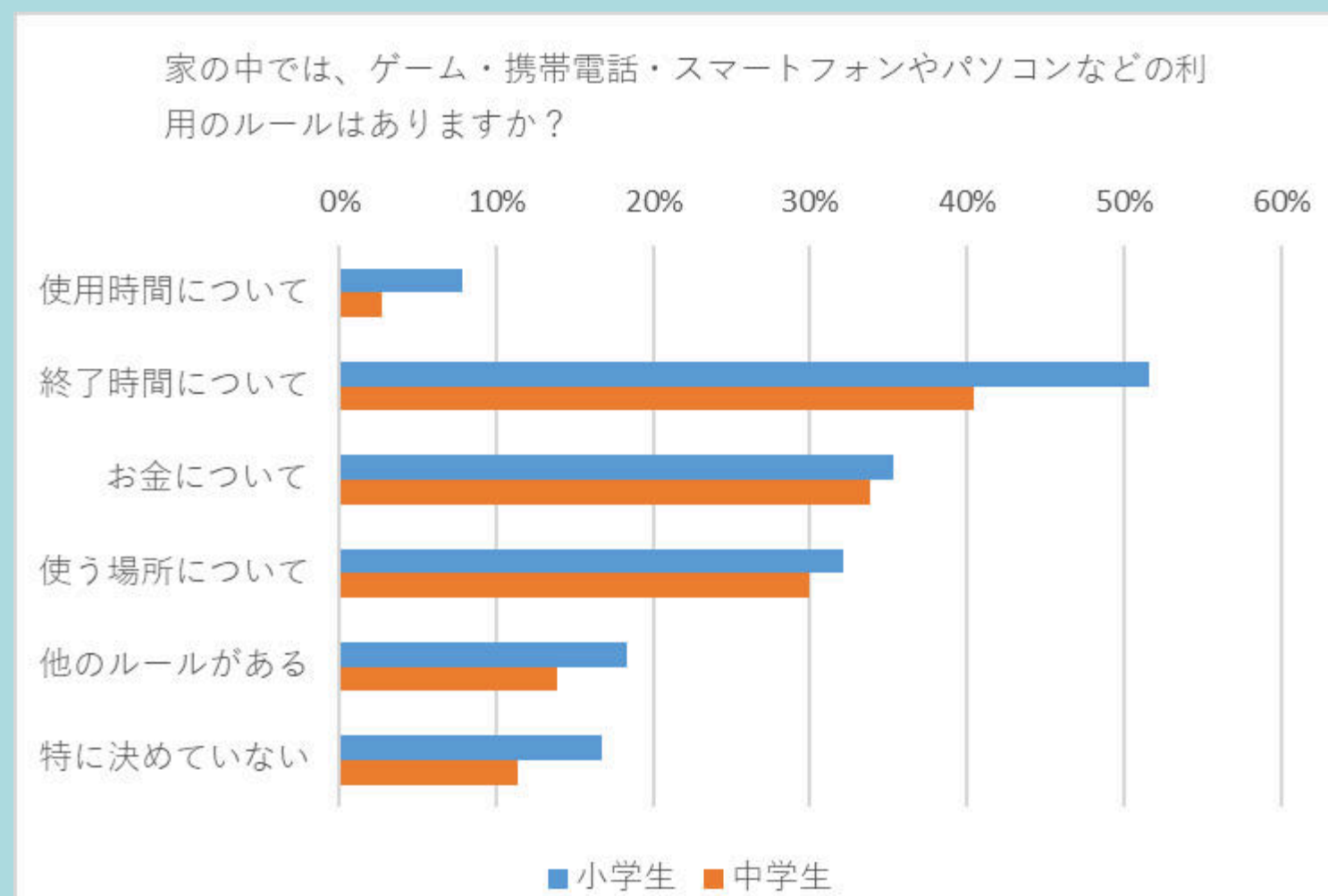
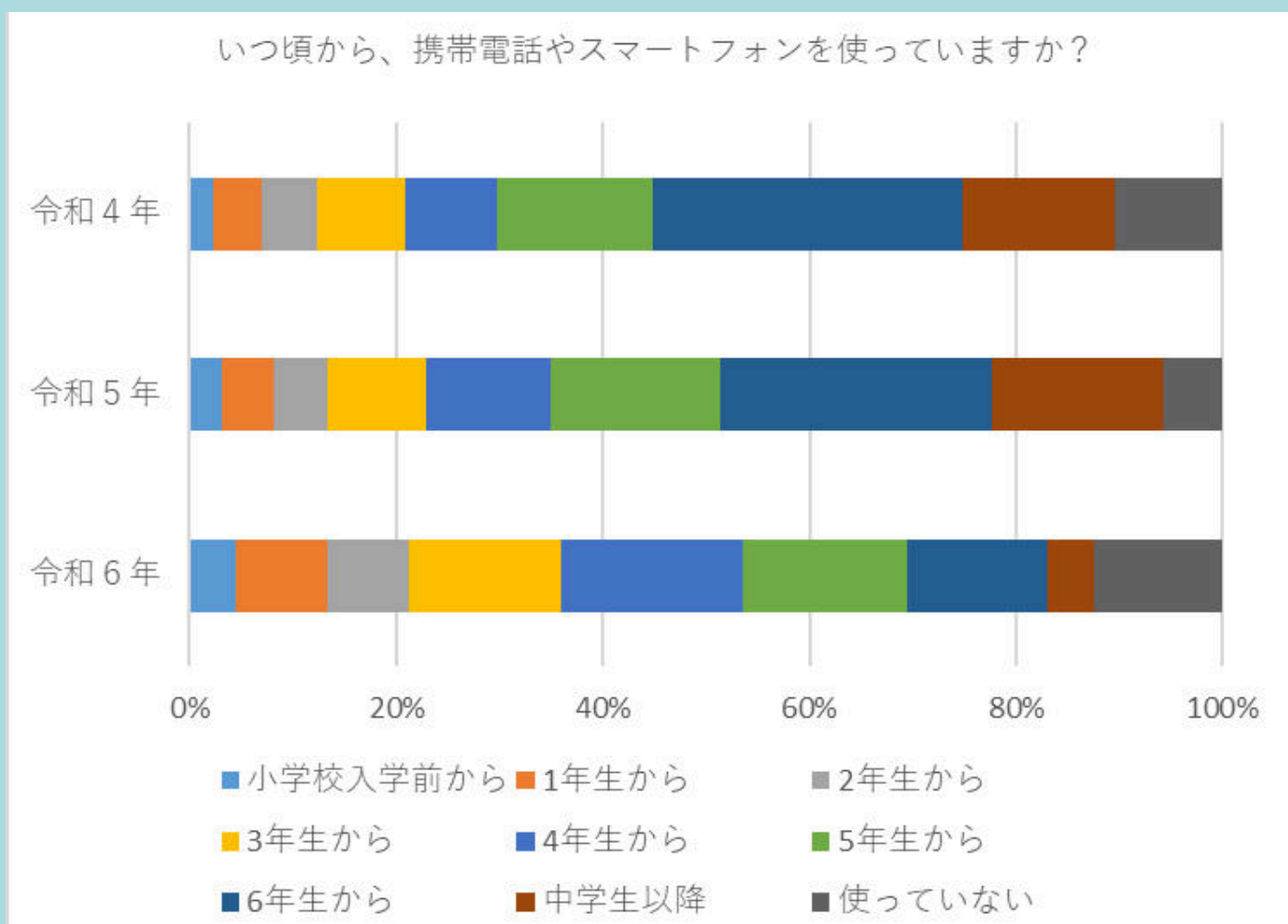
家庭ルール：

教員・保護者・地域のみなさまへ

- ◇教員や保護者の方も、インターネット等の使い方に関する、便利なことや危険なこととともに、新たに普及しているツールについても理解していくことが大切です。
- ◇「青少年インターネット環境整備法第6条」には、『保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに適切に管理すること、適切に活用する能力の習得の促進に努めること』とあります。子どもたちが安全に、インターネットを利用するには、保護者の方の適切な見守りが不可欠です。
- ◇実態に合わせて、子どもと相談しながら学校や家庭のルールを決めてください。

世田谷区教育委員会では、主に小学6年生、中学1年生、小学校保護者を対象とした、「ネットリテラシー醸成講座」の取り組みを行っております。
児童・生徒を対象とした講座を参観することもできますので、ぜひ、一緒にインターネットの利用について、考えてみてください。

《令和6年度 ネットリテラシー醸成講座 アンケートより抜粋》



相談窓口

●インターネットをはじめ、子どもにかかわるトラブルなどのご相談

◆世田谷区総合教育相談ダイヤル

03-6453-1520（平日：午前9時～午後6時）

◆世田谷区子どもの人権擁護機関

「せたがやホッと子どもサポート」

0120-810-293（平日：午後1時～午後8時）

（土曜日：午前10時～午後6時）

◆せたがやチャイルドライン

03-3412-4747（水曜日・土曜日：午後4時～午後9時）

◆東京こどもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）

0120-1-78302（月曜日～土曜日：午後3時～午後9時）

◆東京都いじめ相談ホットライン

0120-53-8288（24時間）

◆警視庁ヤング・テレホン・コーナー

03-3580-4970（24時間）

◆こどもの人権110番

0120-007-110（平日：午前8時30分～午後5時15分）

◆文部科学省24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310（24時間）



●架空請求や高額請求に関わるトラブルなどのご相談

◆世田谷区消費生活センター

03-3410-6522（平日：午前9時～午後4時30分）

（土曜日：午前9時～午後3時30分）

【制作】世田谷区教育委員会事務局 教育DX推進担当課

令和7年4月